

短時間労働者への社会保険の適用

(竹馬社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 竹馬 大介)

平成 24 年 3 月 19 日、厚生労働省社会保障審議会にて、パートタイマーなど短時間労働者への社会保険の適用拡大について審議が行われました。

現在、おおむね週 30 時間以上の所定労働時間を目安に社会保険(健康保険)が適用されていますが、厚生労働省では、次のすべての条件を満たす場合に短時間労働者の社会保険適用を検討しています。

週 20 時間以上
月額給与 7.8 万円以上
勤続年数 1 年以上
従業員数 501 人以上の企業
学生は除く

平成 28 年 4 月より施行予定ですが、保険料を負担しなければならない企業界、特に、短時間労働者の割合が高い卸売業、小売業、飲食業、宿泊業、医療業などからの反発が強まっています。

また、短時間労働者への調査では、社会保険の適用拡大について「反対(22%)」「おおむね反対(40%)」の意見が 6 割ほど占めており、もし、加入しなければならなくなった場合には、「労働時間を減らす(17%)」「仕事をやめる(11%)」「今後の働き方を家族と相談する(20%)」といった意見が 5

割ほど占める結果となりました。

例えば、会社員の妻が月額給与 10 万円のパートタイマーの場合、短時間労働者の社会保険が適用されると、従来は、夫の健康保険の被扶養者でしたが、扶養者からはずれてしまい、年間約 9 万 7 千円(月額約 8,000 円)の社会保険料を負担しなければなりません。将来の年金額(厚生年金分)は増えますが、現在の手取り金額自体は減少してしまいます。

また、パートタイマーの方の中には、被扶養配偶者認定基準(年収 130 万円未満)を意識して、労働時間などを調整している方も多いため、今後、短時間勤務者の働き方に影響を及ぼすことは必至でしょう。

今後、社会保険料は増加の一途をたどるため、企業側も何らかの対策をとらなければ、経営を圧迫しかねないでしょう。



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp